

寄附行為概要

1. 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仏教精神の現代的理解を促進し、およびその振興を図るとともに、内外仏教徒間の交流協力を促進し、あわせて他宗教との理解協力を深め、もって人類平和社会の実現に貢献する。
2. 資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本財産と運用財産に区分され、基本財産は処分又は担保に供することは出来ない。 ・ 基本財産のうち現金は預貯金、信託、有価証券の購入等、確実な方法で管理する。 ・ 財団の事業遂行に要する費用は運用財産によって支弁する。
3. 事業計画・予算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度開始前に理事および評議員の現在数の2/3以上の理事会および評議員会の議決を経て文部科学大臣に届け出る。
4. 事業報告・決算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度終了後、監事の監査を経て理事現在数の2/3以上の理事会の議決。 ・ 評議員会の同意を経て、会計年度終了後、文部科学大臣に報告する。
5. 会計年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
6. 役員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事…6名以上10名以内／監事2名以上3名以内 ・ 理事・監事は評議員会で選任する。(再任は可) ・ 理事長は理事の互選により選任する。 ・ 理事の親族、特殊関係者は理事現在数の1/3を超えない。 ・ 監事は理事もしくはその親族、特殊関係者、職員であってはならない。 ・ 監事は相互に親族、特殊関係者であってはならない。 ・ 理事長は財団の事務を総理し、代表する。 ・ 役員の任期は2年、役員は無給とする。(常勤役員は有給)
7. 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団の収益事業・その他重要事項を決議する。 ・ 理事会は毎年2回理事長が招集し、2/3以上の出席により開催、理事現在数の2/3以上の同意で決議する。 ・ 書面をもって意志を表示した場合は出席者とみなす。
8. 評議員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12名以上20名以内、理事の数の2倍を下らない。 ・ 理事会で選定し、理事長が委嘱する。 ・ 評議員は理事の親族等の制限、任期、無給の規定を準用する。
9. 評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長が招集し、2/3以上の出席により開催される。(議長は評議員の互選) ・ 理事の選任、予算・決算の同意のほか、理事会の諮問事項を理事長に助言する。
10. 顧問	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会の推薦した者につき、理事長が委嘱する。 ・ 理事長の諮問に応じ、または理事長が重要と認める事項について助言する。
11. 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団の事務をするため、職員若干名を置く。 ・ 職員は理事長が任免し、有給とする。
12. 寄附行為の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会・評議員会の2/3以上の議決を経て、文部科学大臣の認可を要す。
13. 解散	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会・評議員会それぞれの現在数の3/4以上の決議を要す。 ・ 解散の場合の残余財産は、理事会・評議員会のそれぞれ現在数の3/4の決議を経て、文部科学大臣の許可を得て、類似の目的を有する公益法人に寄附する。